

久喜市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（令和４年久喜市告示第９０号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹 ^り 患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障がいを起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	１か月	１４，２０８円
---------	--	----------------	-----	---------

附 則

この告示は、公布の日から施行する。